明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（**総務**七）　二

○消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（**同**八）　五

〔告　示〕

○国家公安委員会所管事業分野における個人情報保護に関する指針を定める件（**国家公安委**五）　三

○消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（**消防庁**二）　三

○消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（**同**三）　三

○消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（**同**四）　三〇

○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（**同**五）　三〇

○消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件の一部を改正する件（**同**六）　三五

○消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件（**同**七）　三五

○消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件の一部を改正する件（**同**八）　三七

〔**官庁報告**〕

国家試験

通訳案内士試験合格者（観光庁）　三五

〔**公　告**〕

諸事項

官庁

安房南部区域農用地整備事業における（岡田・出野尾・真倉・青柳・西長田・山荻・南条・古茂口・飯沼・長田第2）換地区の換地計画関係　三〇

裁判所

破産、免責、再生関係　三一

特殊法人等

中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　八三

地方公共団体

行旅死亡人関係　八四

会社その他

会社決算公告　八七